

大分県報

平成三十年
第二九九一号
六月十二日

(火曜日)

目次

指定希少野生動物植物の指定案.....	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請(四件).....	一
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	三
道路区域の変更(二件).....	三
道路の供用開始.....	四
公 告	
契約者等の公示(三件).....	四

○告 示

大分県告示第三百八十八号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例(平成十八年大分県条例第十四号)第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物を指定希少野生動物植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

平成三十年六月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 指定する希少野生動物植物

クマガイソウ(ラン科)

トキソウ(ラン科)

二 指定の理由

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等によりその種の存続に支障を来すおそれがある

平成三十年六月十二日

り、特に保護を図る必要があるため。

三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

2 縦覧期間

平成三十年六月十二日から同月二十五日まで

大分県告示第三百八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年六月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年五月二十五日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 AU

三 代表者の氏名

劉 懿 喆

四 主たる事務所の所在地

大分市政所三千六百八十四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、アジアの恵まれない子供たちや日本への留学生及び研修生に対して、相互扶助の精神にのっとり、アジアの途上国の学校づくりや教育支援、留学生及び研修生の援助支援を行い、アジア全体の活性化および途上国の発展に寄与することを目的とする。また、大分県の人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、健康をテーマにしたフェスタを開催し、全ての人々が健康で自立した生活が送れるように、活力のある地域社会づくりを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

会議に関する事項の変更

資産及び会計に関する事項の変更

公告の方法の変更

大分県報(告示)

大分県告示第三百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年五月二十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 豊野やすらぎ会

三 代表者の氏名

河野 健 次

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市三重町市場四百二十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者の誰もが住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていくことを支援するとともに、障がい者の社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を実施することによって、障がい者に対する福祉の向上と自立に寄与し、かつ障がい者問題に対する社会的理解の促進を図ることを目的とする。

六 定款変更の内容

- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第三百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日
平成三十年五月二十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ライフアップサポート

三 代表者の氏名

阿部 晋也

四 主たる事務所の所在地

大分市

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことで、地域福祉の増進に寄与する。また、障害者ボウリングの普及に関する事業を行うことで、スポーツボウリングの振興と健康の増進を図り、障害のない人と共生社会の実現に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 事業の変更
- 役員に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第三百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。
平成三十年六月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年五月二十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部

三 代表者の氏名

上 好 温

四 主たる事務所の所在地

竹田市久住町大字久住八十四番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、久住高原の自然・文化・歴史を次の世代へと継承・発展させる活動や、自然と人とのかわわりを見つめ直すなどの活動を通じて、久住町周辺の地域活性化および久住高原・くじゅう山系の自然環境保護・保全に貢献することを目的とする。

六 定款変更の内容
事業の変更

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第三百九十三号

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）第八条第二項又は第二十一条第三項の規定により、愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の大分県海域を操業区域とする小型機船底びき網漁業（手練第二種こぎ網漁業）又は同海域におけるなまこの採捕のみを目的とする小型機船底びき網漁業（手練第二種なまここぎ網漁業）の許可又は起業の認可の申請期間は、平成三十年七月二日から同月二十日までとする。

なお、当該漁業の許可又は起業の認可を船舶の隻数の最高限度は、次のとおりとする。

一手練第二種こぎ網漁業	大分県知事	広	瀬	勝	貞
-------------	-------	---	---	---	---

申請者の住所地
大分市（旧佐賀関町の区域に限る。） 白杵市 津久見市

隻数の最高限度
六一

佐伯市
手練第二種なまここぎ網漁業
申請者の住所地
白杵市 津久見市
隻数の最高限度
九

大分県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の

区域を変更する。
その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道庄内久住線	竹田市久住町大字久住字梅ノ木六八五七番地先から竹田市久住町大字久住字本町六一六五番一地先まで	前	A 一・一・六 五・六	八・一八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	A 一・一・六 五・六	八・一八・〇	
竹田市久住町大字久住字無田口六三九二番三から竹田市久住町大字久住字上才尾五七七四番三まで		前	A 一・一・六 五・六	八・一八・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	B 四・二・〇 一・〇・八	六・四二・〇	

大分県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長

平成三十年六月十二日

大分県報（告示・公告）

四

県道西大山 大野日田線		日田市大山町西大山字カラ箕七五六 七番三地先から 日田市大山町西大山字ケスハライ七 五八五番八まで	前	メートル 二二・〇 四・三	メートル 一七九・八
		日田市大山町西大山字カラ箕七五六 七番三地先から 日田市大山町西大山字ケスハライ七 五八五番一三まで	後	二六・〇 四・七	一八一・〇

大分県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道西大山大野日田線	日田市大山町西大山字カラ箕七五六七番三地 先から 日田市大山町西大山字ケスハライ七五八五番 一三まで	平三〇・六・一二

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

平成三十年六月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
大分県情報システム I a a S の利用 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健

五 随意契約に係る契約金額
五千四百一十一万四千六百二十九円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

平成三十年六月十二日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
電子計算機の賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県商工労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成三十年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C 専務取締役 村上 春生
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
一億千五百九十五万五千六十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

平成三十年六月十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社大分支店 支店長 阿部 泰朋

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千二百四十七万七千六百三十二円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

平成三十年六月十二日

大分県報（公告）

五